

日国教共発第 15 号
平成 18 年 2 月 1 日

学生教育研究災害傷害保険
賛助会員大学 学長
理事長 殿

財団法人 日本国際教育支援協会
理事長 長谷川 正明
(公印省略)

「学生生活総合補償制度」創設のご案内

拝啓 貴学ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の事業につきましては、日頃より格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 16 年 4 月より旧（財）内外学生センターから本会に移管された学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）は、昭和 51 年に発足以来、数々の改善が加えられ、学生のインターンシップ活動等に対応した賠償責任保険の開始等担保範囲も大幅に拡大し、充実したものになっております。平成 17 年 3 月現在では、全大学の 95%に当たる 1,138 大学の約 278 万人の学生が加入する標準的な保険となっています。

しかし昨今の大学制度の諸改革及び学生のライフスタイルの多様化に伴い、大学の教育活動が従来のキャンパス活動の枠を超えたものとなるケースが増えております。その結果、学研災が対象とする正課・学校行事等大学が直接関わる教育研究活動の枠にはまらないインターンシップ・ボランティア、その他社会活動が、大学教育の一環として推進されているにもかかわらず、現在の学研災に加入していながら補償が受けられない、といったケースが残念ながら発生しております。そのため、各方面より、今日における学生生活の実態に合わせた補償が行われるよう改善が望まれてきました。

本会として、このような状況に対応するため、同封の概要の趣旨にて、学研災のメリットを包含した新しい制度として「学生生活総合補償制度」を創設する運びとなりました。ここにご案内いたします。（制度の概要については別添をご覧ください。）

学生生活総合補償制度の、全賛助会員大学を対象とした本制度の正式受付開始は、平成 19 年度の新入生から予定しておりますが、平成 18 年度中に一部会員大学での実施と、本制度の詳細のご案内・説明会の開催を検討しております。

つきましては、今後も引き続き学生教育研究災害傷害保険の運営にご理解とご協力を賜りますとともに、新しい「学生生活総合補償制度」もあわせてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

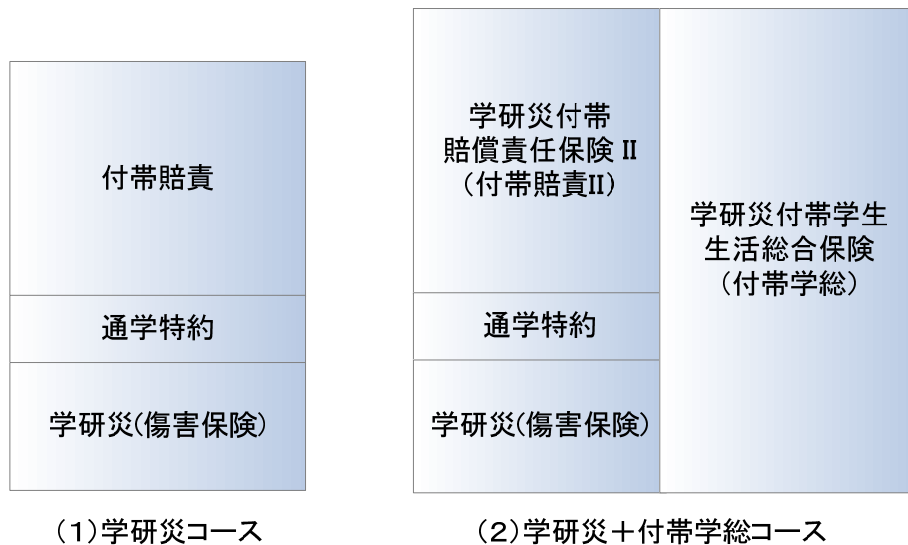
敬具

「学生生活総合補償制度」の概要

1. 学生生活総合補償制度の骨子

- (1) 現在の学研災（学研災、通学特約、付帯賠償）を核とし、学研災では補償できない分野を補完する新たな補償を追加したコースに学生が加入できる制度です。
(学研災との組み合わせのため、同種の保険と比較して低廉で加入できます。)

● 学生生活総合補償制度の構成



学生には、(1)(2)いずれかを任意に選択していただくこととなります。

- (2) 現在の学研災加入事務と全く別の事務フローによって加入手続を行います。
(新たな補償に係る保険の加入事務要件が、学研災より多岐にわたるため、大学において、現在の事務以上にご負担をかけないための措置です。)

2. 学生生活総合補償制度で新たに提供される補償・サービス

以下は、学生生活総合補償制度の「学研災+付帯学総コース」に加入した場合新たに提供を受けることのできる補償・サービスです。

(1) 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

- ① 24時間補償（正課・学校行事以外を含みます）
- ② 病気の治療費実費を補償
- ③ ケガの治療費実費を補償
- ④ 保護者の救済者費用を補償
- ⑤ 生活用動産の補償（下宿生のみ）
- ⑥ 下宿生の家主への賠償責任を補償（下宿生のみ）
- ⑦ 扶養者に万一の場合の育英費用

(2) 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償 I I）

- ① 24時間補償（正課・学校行事以外を含みます）

(3) その他付加サービス

- ① メディカルアシスト
- ② 事故防止アシスト

3. その他

- ☆ 学研災について、全員加入が行われている場合、学生が負担する保険料等の扱いが変わりますが、その際は個別に大学の事情に応じた配布物等をご用意します。
- ☆ 学生生活総合補償制度と別に、従来通りの学生教育研究災害傷害保険の加入取扱も継続されます。